

京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月20日

京都市長 松井孝治

#### 京都市規則第 4 号

京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 条例第16条第4項(条例第23条第3項及び第30条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する市規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項(条例第16条第4項に規定する公示事項をいう。以下同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第10条中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改め、「規定による」を削り、「第16条第3項後段」を「第16条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(行財政局総務部法制課)